

大阪市立鶴見区民センター指定管理者 様

・区役所附設会館使用申込書の催事について、歓声・声援等を次のとおり申出します。

大声を出さない

【参加者全員がこれを留意した上で、最大定員人数内で利用する】

大声を出す（座席あり）

【一席空けるなどの距離をとり、定員人数の半分を基準とする】

大声を出す（座席なし） または 管楽器を使用する

【定員人数の半分以下で利用する】

※令和3年3月7日までの新規申請は上記にかかわらず定員人数の半分でしか申請できません。

・上記を踏まえコンサート等、各種イベント開催時には、業種別ガイドラインに則った対策も行う。

・令和3年1月14日以降の申請については、緊急事態宣言に基づく措置、並びに今後の大阪府の方針に変更があった場合、新たな措置要請（定員や対人距離等の見直しやその他の制限措置）に従います。また、自己都合による使用取消（キャンセル）の場合は通常の使用取消（キャンセル）と同様の取り扱いとなることを了承します。

以上の内容に相違なく、承諾します。

令和 年 月 日

署名 _____